

研 修 内 容

開催日時

令和6年6月20日（木）

受付 9時15分～ 9時25分

研修 9時30分～17時

会 場

さいたま市産業振興会館 1階 多目的ホール

住所 さいたま市北区日進町二丁目1915番地4

JR 川越線日進駅北口から徒歩5分（550メートル）

JR 高崎線宮原駅から徒歩14分（1,100メートル）

研修内容

（1）建築物衛生法を中心とした関係法令（第1章） ※（ ）内はテキストの章を表す

講師：埼玉県保健医療部生活衛生課担当者

① 《建築物における衛生的環境の確保に関する法律》

② 《水道法》

（2）水と健康（第2章） 《水質検査から見た水道水の汚染状況》

講師：（公社）全水協従事者研修会指導者

（3）給水設備と関連機器（第3章） ※以下のア又はイの選択制

ア 一般者コース 《貯水槽の構造と点検時の留意点》

講師：（一社）埼玉県環境検査研究協会

イ 基礎（初任者）コース《消毒の基礎、現場での水質検査（実習）等》

講師：（公社）全水協従事者研修会指導者

（4）貯水槽（貯湯槽を含む）の清掃方法（第4章）

講師：（公社）全水協従事者研修会指導者

（5）貯水槽（貯湯槽を含む）の消毒方法（第5章）

講師：（公社）全水協従事者研修会指導者

（6）作業の安全と衛生（第6章）

講師：（公社）全水協従事者研修会指導者

（7）貯水槽の維持管理（第7章）

講師：（公社）全水協従事者研修会指導者

〔持参品〕 受講決定通知書、筆記用具一式

テキストは貯水槽清掃作業従事者研修用テキスト（公益社団法人全国建築物飲料水管理協会発行 令和4年2月25日第1版第1刷）を使用します。テキストの購入を申し込みされた方へは、当日会場でお配りします。

〔修了証〕 建築物衛生法施行規則第28条第5号に規定する研修を修了したことを証する「修了証」を研修会終了時に交付します。

※ 本研修は、建築物衛生法令で定める建築物飲料水清掃事業者の登録要件とされる研修であって、一般的な技術養成研修ではありませんので、ご注意ください。